

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

北海道札幌南高等学校定時制課程

1 いじめの定義

いじめ防止対策基本法、北海道いじめの防止等に関する条例及び北海道いじめ防止基本方針の定義を踏まえ、本校に在籍している生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 学校の方針

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、生徒等の尊厳を保持するため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、基本的な方針を定める。また、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置き、「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめの防止のための対策を講じる。

（いじめ防止等のための基本的な考え方）

- ①異なる個性を尊重し、お互いを高め合う人間関係を重視する。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体、クラス全体に醸成する。
- ③いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- ④いじめを行った生徒が抱える問題を解決するため必要な支援・取組に努める。
- ⑤学校教育活動全体を通じていじめ防止推進等に計画的に取り組む。
- ⑥生徒面談等により生徒理解の深化に努める。
- ⑦定期的なアンケート調査や教育相談により早期発見に努める。
- ⑧いじめの問題について教職員間で情報を共有し共通理解を図る。
- ⑨いじめ問題に対する生徒の自主的活動を推進する。
- ⑩関係機関と連携を密にし、情報交換に努める。
- ⑪けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけさせる。

3 実施計画

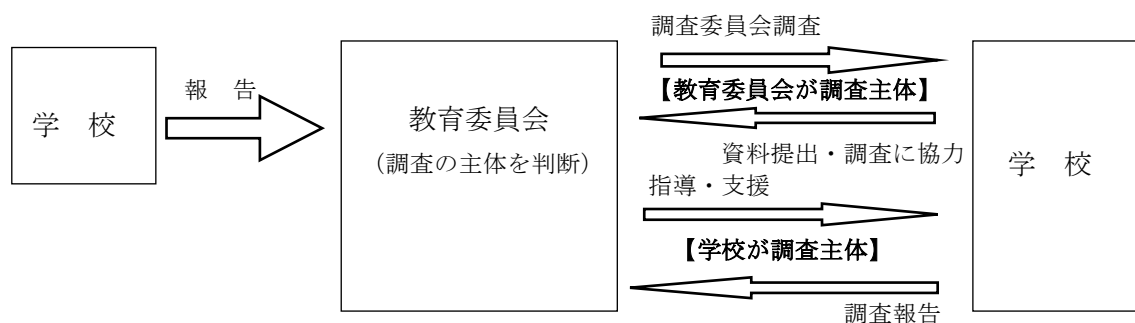
目 標	1 いじめの未然防止 「堅忍不拔」「自主自律」の校風のもと、互いに異なる個性や人格を認め合い、尊重する社会的資性を養う。 2 いじめの早期発見 情報の共有、迅速な対応、保護者・関係機関との連携に努め、早期発見を図る。 3 いじめに対する対応 「いじめ防止委員会」を中核として、いじめに対して事実の確認、的確な対応、保護者・関係機関と連携を図り、再発防止に努める。	具体的取組 ・規範意識、帰属意識を高める集団づくり ・人権尊重意識の高揚を図る場面づくり ・言語活動充実によるコミュニケーション能力の伸長 ・社会体験、生活体験、主体的な生徒会活動の推進、情報モラル教育の実施 ・いじめアンケート、個人面談、教育相談、スクールカウンセリング、いじめ相談ダイヤル、ネットパトロール ・HP等で情報発信 ・報告・連絡・相談の徹底 ・関係機関との連携
年 間 計 画	学校基本方針の説明（４月） いじめアンケート（５月・１０月） 取組評価アンケート（９月・３月） 委員会会議（４月・１０月、随時）※会議では、委員会の役割を確認する。 校内研修、情報交換（随時） 個別面談（学年の計画による） ネットパトロール（毎月１日・１５日）	
委 員 会	（名 称） いじめ防止委員会 （構成員） ○教頭、生徒指導部長、担任、養護教諭、スクールカウンセラー （役割）いじめの相談・通報を受け付ける窓口として、「いじめに係る情報の収集と記録、迅速な共有を行う」「いじめであるか否かの判断を行う」「いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するための対処プランを策定し、確実に実行する」「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施」、「早期発見・事案対処マニュアルを策定し、具体的な年間計画の作成、検証・評価・修正を行う」「組織的にいじめの解消の判断を行う」等、いじめ事案対応の中核をなすものとする。	

4 いじめ事案発生時のアプローチ

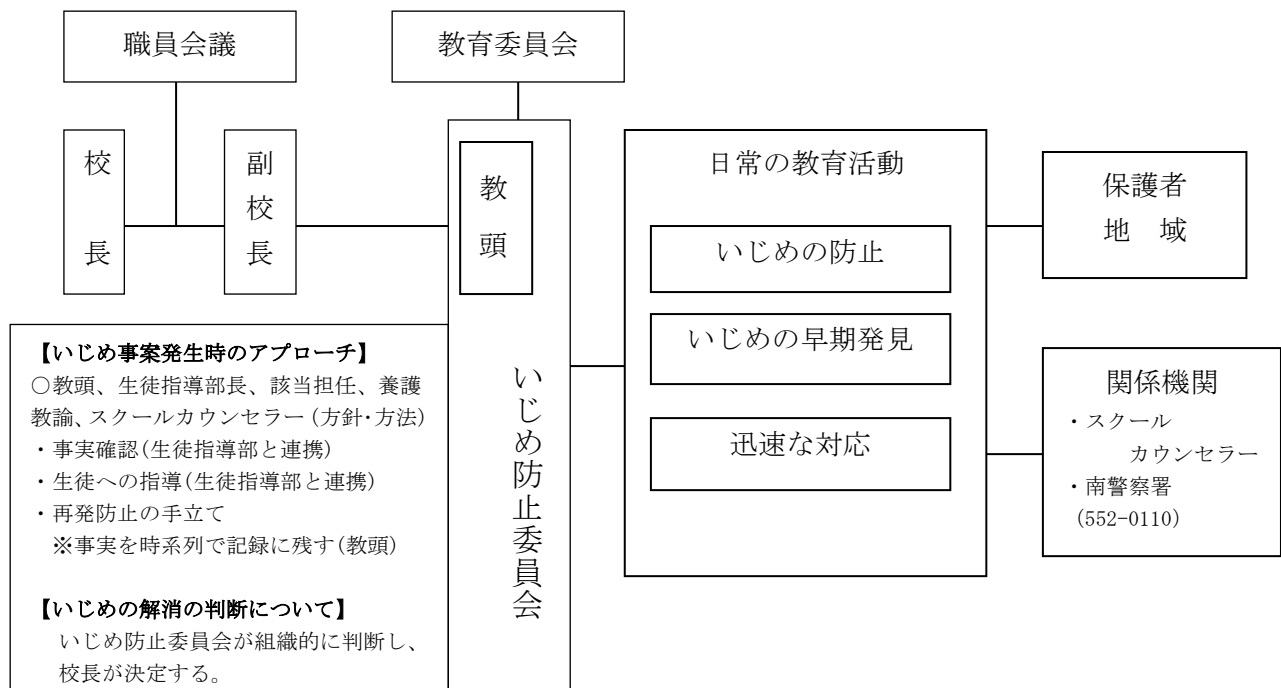
- (1) 事実確認(生徒指導部と連携)
- (2) いじめを受けた生徒のケア、保護者への支援（家庭訪問）
- (3) いじめを行った生徒への指導(生徒指導部と連携)と保護者への助言（家庭訪問）
- (4) 場合により、教育委員会、警察署に相談・報告
- (5) 経過観察・事後指導
- (6) 重大事態の場合は、教育委員会に報告し、指示に従う

5 重大事態への対応

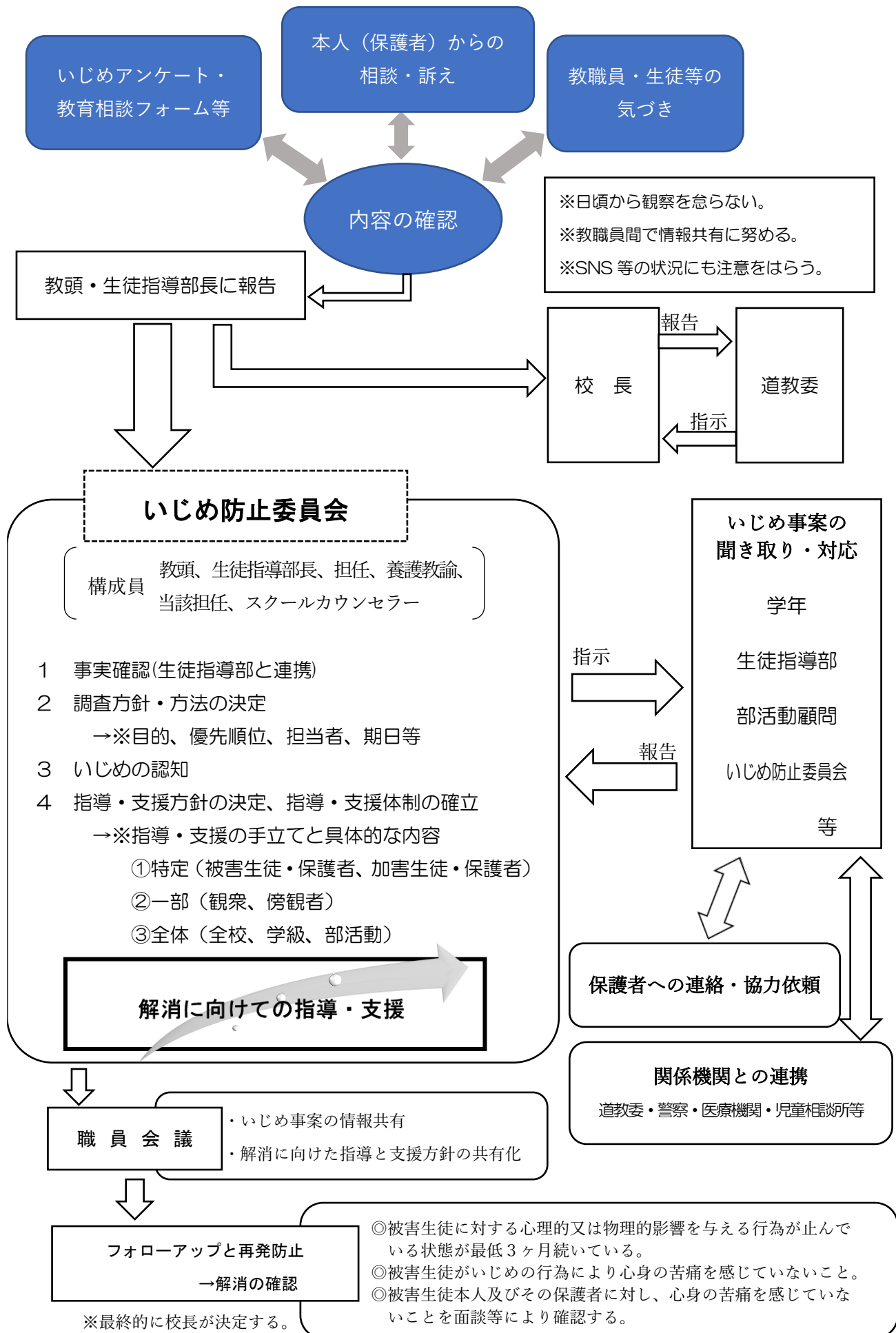
重大事態：いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(年間 30 日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、学校の設置者に報告する。



6 組織図



7 いじめ対応の流れ（フローチャート）



いじめ防止プログラム

月	未然防止の取組	早期発見の取組	いじめ防止委員会	校内研修
4月	・ 全校集会（いじめ防止基本方針、いじめ防止委員会、SOSの出し方教育、相談窓口について） ・ 魅力ある授業の実現 ・ 自分の大切さを実感させる教室	・ 新入生保護者説明会 ・ SC相談日	いじめ事案への対応及び指導、支援を必要とする生徒への対応は年間を通じて行う。 ・ 全校集会での説明	・ 学校いじめ基本方針について ・ 生徒情報交換会
5月		・ 面談週間 ・ SC相談日	・ 面談週間の情報共有	・ 生徒理解について（SC招聘） ・ 生徒情報交換会
6月	・ 集団カウンセリングによる人間関係づくり	・ いじめアンケートの実施 ・ SC相談日	・ いじめアンケート結果分析	・ 重大事態への対応について ・ 生徒情報交換会
7月 8月	・ 夏の生徒会行事による自己存在感を高める取組 ・ 非行防止教室による規範意識の確立	・ 四者面談 ・ SC相談日	・ 夏季休業前全校集会での指導	・ 生徒情報交換会
9月		・ 面談週間 ・ SC相談日		・ 中間評価 ・ 生徒情報交換会
10月	・ 学校林散策会による人間関係づくり ・ 生活体験発表大会運営による他者との協働、社会性の育成	・ いじめアンケートの実施 ・ SC相談日	・ いじめアンケート結果分析	・ 認知について、対応の流れについて ・ 生徒情報交換会
11月	・ 授業規律啓発週間による自己指導能力の育成 ・ 中学生等による授業参観	・ 保護者参観日での担任との懇談	・ 相互授業参観による生徒理解	・ 生徒情報交換会
12月 1月	・ 体育大会による人間関係づくり ・ 校長講話による帰属意識の高揚	・ SC相談日	・ 冬季休業前全校集会での指導	・ 生徒情報交換会
2月	・ 予選会による人間関係づくり	・ SC相談日		・ 生徒情報交換会
3月	・ 大掃除による環境づくり、規範意識の確立	・ 成績についての保護者説明会での担任との懇談 ・ SC相談日	・ 修了式での指導 ・ 今年度の活動評価と次年度に向けたプログラムの見直し	・ 今年度の評価

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道札幌南高等学校定時制課程 令和6年（2024年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、いじめ防止委員会で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断はいじめ防止委員会により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください。

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な障害を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、生徒等の尊厳を保持するためいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、基本的な方針を定める。また、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な職を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置き、「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないよう、いじめの防止のための対策を講じる。

いじめ防止委員会の
役割や活動

いじめの相談・通報を受け付ける窓口として、「いじめに係る情報の収集と記録、迅速な共有を行う」「いじめであるか否かの判断を行う」「いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するための対応プランを策定し、確実に実行する」「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施」「早期発見・事象対応マニュアルを策定し、具体的な年間計画の作成、検証・評価・修正を行う」「組織的にいじめの解消の判断を行う」等、いじめ事象対応の中枢をなすものとする。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- ①未然防止の取組
集団カウンセリングによる人間関係づくり・SOSの出し方教育・魅力ある授業の実現・環境づくり・規範意識の確立 等
- ②早期発見の取組
スクールカウンセラー等による相談実施・いじめアンケートの実施・保護者参観日の実施・教育相談フォーラムの開設 等
- ③校内研修
情報交換会・いじめの対応に関する研修会・スクールカウンセラーによる生徒聴取のための研修会 等

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度のいじめ防止委員会担当は、長です。

連絡先011-521-2312（定時制職員室）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電 話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 13～17 時
（メール）	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話（電 話）	011-221-5297	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター

警察と連携した「いじめ問題」への対応

北海道教育委員会 令和6年(2024年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〔参考〕いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
不同意わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供(リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害生徒への支援、加害生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、生徒に必要な支援や指導を行います。

被害生徒への支援	加害生徒への指導・支援
○被害を受けた生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

〔家庭との連携について〕

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 北海道札幌南高等学校定時制課程のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ防止委員会担当の、長です。また、担当者他、担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。
 - 学校は、いじめに関する相談は、全て「いじめ防止委員会」で情報共有し、速やかに対応します。
- 連絡先011—521—2312(学校代表電話)

〔参考〕『学校いじめ防止基本方針』

http://www.sapporominami.hokkaido-c.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=2788



【いじめの未然防止・早期発見・事案対処マニュアル】

目 次

1	未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	組織的対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	16

1 未然防止

(1) 生徒が安心して生活できる風土の醸成

①魅力ある授業の実現

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、生徒が自らの考えを選択して決定する場の提供や、自己有用感を感じることができるような配慮、共感的な人間関係づくりを進める。

②豊かな情操と道徳心を養い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を養うため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・生徒が互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって他者とのかかわることができるようにするため、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に進める。
- ・生徒の規範意識を育むため、学校の教育活動全体を通じて、決まりやルールについて理解させ、それらを守ろうとする態度を身に付けさせる。

③「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」に着目したいじめ未然防止の取組

- ・「いじめ未然防止モデルプログラム」等を参考に、「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」の3つの観点に着目したいじめ未然防止の取組を継続的に推進する。
- ・「居場所づくり」では、教職員が主体となり、すべての生徒が安心でき、他者から認められている、自分が必要とされる存在であると感じ、落ち着いて学べる場をつくること、学級や学校を落ち着ける場所にしていくことで、生徒のストレスや感情をコントロールする力、自己存在感・自尊感情を高めることを目指す取組を進める。
- ・「絆づくり」では、日々の授業や行事等において、すべての生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、他者とのかかわり、他者の役に立っていると感じながら、主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒が主体となって活躍できる機会をつくることで、生徒の自己有用感の向上、人間関係を形成する力や社会性の育成を目指す取組を進める。
- ・「環境づくり」では、すべての生徒が安心し、落ち着いて主体的に学習したり生活したりすることができる学習環境、教室・学校環境を整備することを通して、生徒の自己実現を図る自己指導能力の育成、生徒が学校生活を営む上で必要な規範意識の向上を図る取組を進める。

(2) 教職員の意識向上と組織的な対応

①「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

- ・学校、家庭、地域の実態を踏まえて、いじめ防止対策を示した「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
- ・年度始めの職員会議や校内研修等において、全教職員で「学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図るとともに、全教職員が児童生徒や保護者等に対して、分かりやすい言葉で「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明する。

②「いじめ防止委員会」の役割の明確化等

- ・「いじめ防止委員会」は、構成員とその役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が生徒の気になる様子や生徒同士のトラブル等に気付いた場合、「いじめ防止委員会」に報告する手順や方法をチャート図で示し、教職員はもとより、生徒や保護者が理解できるようにする。

- ・「いじめ防止委員会」は、定期的に会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事案について情報を共有し、各事案への対応方法を協議する。
- ・「いじめ防止委員会」は、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめ防止のための年間指導計画を定め、計画的に実践するとともに、保護者等に周知する。

③ P C D A サイクルによる検証・改善

- ・「学校いじめ防止基本方針」の取組状況を検証する視点から、年度始め等に、アンケート、個人面談、校内研修、「いじめに関する授業」及びその他の取組等について、達成目標を設定しておく。
- ・「学校いじめ防止基本方針」が、「自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか」「教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているか」などについて、絶えず検証し、改善を図っていく。
- ・学校の取組状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の結果等を活用して取組の検証を行い、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

2 早期発見

(1) いじめの定義に基づく確実な認知

①全教職員によるいじめの定義等の共通理解

- ・校内研修等を通じて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）の「いじめの定義」、いじめの防止等のための基本的な方針に記載されている「いじめの態様」を確認し、教職員間で解釈に差が生じないように、学校全体で共通理解を図る。
- ・「加害生徒がいじめを意図して行っていない行為」「偶発的な行為」「継続性がない行為」「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって認知する。
- ・家庭、地域、関係機関等に対して、どのような行為が「いじめ」に該当するのかを説明し、共通理解を図る。いじめの認知件数が多いことは、いじめの初期段階のものを含めて積極的に認知し解消に努めようとしていることについて理解を得る。

②「いじめ防止委員会」によるいじめの認知の徹底

- ・次の流れで、学校としていじめを認知する。
- ・「いじめ防止委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の生徒の状況から、「この生徒は苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。
- ・たとえ、けんかやふざけ合いであっても、生徒が感じる苦痛に着目して、背景にある事情を確認し、いじめに該当するかを判断する。また、行為を受けた生徒が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

〔いじめの防止等のための基本的な方針に示された具体的ないじめの態様〕

- ☐ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ☐ 金品をたかられる
- ☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☐ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

〔いじめの認知まで〕

- ①教職員が気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に、「いじめ防止委員会」に報告する。
- ②「いじめ防止委員会」は、校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事案について事実確認の方策について協議する。
- ③教職員は、「いじめ防止委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同組織に報告する。
- ④「いじめ防止委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。 ⇒ いじめの認知

③日常的な生徒への声かけと様子の観察

- ・教職員による、コミュニケーションや観察等を通して、生徒の様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常からの児童生徒との関わりを深め、いじめの発見につながる感覚を養う。
- ・日頃から、全教職員が「いじめの早期発見のためのチェックリスト」等を活用し、生徒の観察を行う。
- ・長期休業明けの時期は、生徒が不安や悩みを抱えやすい時期であることから、「いじめの早期発見のためのチェックリスト」等を活用して、重点的に生徒の様子を観察する。
- ・保護者に「家庭用チェックリスト」を配付し、家庭での生徒の様子を観察してもらう。また、保護者から生徒の言動の変化等について相談があった場合、話を傾聴しながら状況を把握し、「いじめ防止委員会」に報告する。
- ・「いじめ防止委員会」は、教職員が確認した生徒の状況等について情報を集約するとともに、気になる様子が確認された生徒に対して、担任等を通じて速やかに保護者に連絡する。

《いじめの早期発見のためのチェックリスト》

- ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。
- ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。
- ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。
- ☐ 教職員の近くにいたがる。
- ☐ 登校時に、体の不調を訴える。
- ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。
- ☐ 交友関係が変わった。
- ☐ 他の生徒の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- ☐ 表情が暗く（冴えず）元気がない。
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。
- ☐ 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。
- ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。
- ☐ 体に擦り傷やあざができていことがある。
- ☐ けがをしている理由を曖昧にする。
- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。
- ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。
- ☐ 発言したり、ほめられたりすると冷やかしからかいがある。
- ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。
- ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。
- ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。
- ☐ ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。
- ☐ 一人で下校することが多い。
- ☐ 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。
- ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。
- ☐ 部活動の話題を避ける。

《家庭用チェックリスト》

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。

- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- ☐ 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- ☐ 友達の荷物を持たされている。
- ☐ 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- ☐ 途中で家に戻ってくる。
- ☐ 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがらない。
- ☐ いつもより帰宅が遅い。
- ☐ 電話に出たがらない。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- ☐ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- ☐ 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。
- ☐ 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。
- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- ☐ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（SNSなど）を気にする。
- ☐ いじめの話をするとき強く否定する。
- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をするようになる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

④一人一人の教職員の気付きを「いじめ防止委員会」につなげる仕組みの構築

- ・管理職は、全教職員に対し、自分が担当する学級、学年、教科等にかかわらず、生徒の様子で気になることを見聞きしたら、その日のうちに「いじめ防止委員会」に報告することを徹底する。
- ・いじめを発見してから、「いじめ防止委員会」に報告・連絡をする具体的な手順や方法を「学校いじめ防止基本方針」に明記するとともに、チャート図等にして掲示し、全教職員の共通理解を徹底させる。
- ・校内研修等を通して、「ふざけあっているだけ」「この程度は、報告する必要はない」「嫌な思いをしたみたいだけど大丈夫そうだ」など、個人的な判断が、いわゆる「教師の事案のかかえ込み」であることを全教職員が十分に理解する。
- ・教職員は、いじめに関する情報を抱え込み、「いじめ防止委員会」に報告を行わないことは、法第23条に違反していることを理解する。

【いじめ防止対策推進法 第23条】

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

⑤定期的な個人面談（教育相談）

- ・ いじめを含め、生徒が抱える悩みや不安などを幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じるため、学級担任等は、定期的に個人面談（教育相談）を実施する。
- ・ 個人面談（教育相談）では、生徒に対して、自身のことはもとより、他の生徒が困ったり悩んだりしていることを見聞きしていないかを確認する。
- ・ どの教員でも効果的な面談を実施することができるよう、個人面談（教育相談）前にスクールカウンセラー等を講師とした校内研修を実施し、面談での留意点や進め方等について指導助言をもらう。

3 組織的対応

(1) 早期対応

①いじめの事実確認

- ・教職員からいじめ（いじめの疑いを含む）の報告を受けた「いじめ防止委員会」は、会議を開催し、報告内容を共有する。被害・加害・関係生徒へ事実確認を行う担当者を決定する。
- ・担当者は、「いじめの実態把握シート（別紙1）」等を活用し、被害・加害・関係生徒に対し、同じ視点で聴き取りを行う。
- ・「いじめ防止委員会」は、担当者が被害・加害・関係生徒から聴き取った情報（発生日時、場所、内容等）を整理し、「いじめの背景」「生徒の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

②いじめの認知と対応方針の決定

- ・「いじめ防止委員会」がいじめとして認知した場合、被害生徒が感じている心身の苦痛の程度や、加害生徒が行ったいじめの行為の重大性などをもとに対応について協議を行い、校長が対応方針を決定する。
 - ☐ 誰に対して、何を、どのように行うのか（対応策の検討）
 - ☐ いつ、誰が、どこで、何を行うのか（役割分担の検討）
 - ☐ いつまでに、何を行うのか（対応のスケジュールの検討）
- ・「いじめ防止委員会」は、全教職員に、いじめの概要、対応方針、具体的な対応策等を周知し、いじめの解消に向けて組織的な取組を行う。
- ・「いじめ防止委員会」は、いじめ（いじめの疑いを含む）の事案ごとに会議録（別紙2）を作成し、ファイリングして保存する。

〔いじめの発見から初期対応までの動き〕

- －いじめの発見－
- いじめが疑われる言動を目撃
 - 日記や生活ノート等から気になる言葉を発見
 - 「いじめアンケート」等から発見
 - 教職員等からの気になる報告
 - 被害生徒からの訴え・相談
 - いじめを目撃した生徒からの報告・相談
 - 被害生徒の保護者からの訴え・相談
 - いじめを目撃した生徒の保護者からの連絡・相談

報告

↑
※解決に向けて、正確な事実確認を行う。
ただし、事実確認に時間を要し、「学校いじめ対策組織」へ報告が遅れないようにする。

- いじめの報告を受けた際
教職員が陥りやすい傾向**
- ・ 自分は指導力があるので、自分の力だけで解決できると過信する。
 - ・ 不十分な事実確認のもと、生徒からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断する。
 - ・ いじめが生じたことを 自分の指導力不足が原因と思い、他の教職員に知られたくないと感じて抱え込んでしまう。

－いじめ防止委員会－

会議の開催

- 報告内容の整理・共有
 - ・ 現在の状況（いじめの状況）
 - 事実関係の把握
 - ・ 聞き取りの対象、内容、留意点等の確認
 - ・ 聞き取りの分担
 - ・ 被害・加害・関係生徒への事実確認

※個別に同時進行で確認

※事実確認と指導を明確に区別

 - ・ 聞き取った情報（発生日時、場所、内容等）を整理し、「いじめの背景」「心理」等を含むいじめの全体像を把握
- いじめの認知判断
- 対応方針の決定
- ・ 生徒の安心・安全を最優先として、緊急度を確認・役割分担（いつ、誰が、どのように対応するのか）を決定
 - ・ 全教職員に周知し、組織的で迅速に対応

早期の組織的対応

被害・加害児童生徒への対応

保護者への報告・連携

教育委員会への報告・連携

関係機関との連携（児童相談所・警察等）

○ 対応経過、改善の進捗状況の確認

〔いじめの程度に応じた対応例〕

○次に示す対応例を参考に「いじめ防止委員会」で、被害・加害生徒の状況、保護者の意向等に応じて判断する。

□ 被害児童生徒への対応例

■ 加害児童生徒への対応例

			加害児童生徒の行為の重大性の程度						
			低				高		
被害児童生徒が感じる心身の苦痛の程度	低	精神的な状況	暴力を伴う場合	好意で行った言動	意図せずに 行った言動	衝動的に行った言動		故意で行った言動	
						暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う
	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	□■経過観察、定期的な声掛け	□気持ちの受容、本人のよさを伝える ■人を傷つける言動について指導 □■経過観察、声掛け	□心のケア ■絶対に使ってはいけない言葉への指導、謝罪の場の設定 □■経過観察、声掛け	□心のケア、SCの面談 ■暴力は絶対に許されなことを指導、謝罪の場の設定	□経緯の聴き取り、心のケア、SCの面談 ■経緯の聴き取り、行為への指導	□経緯の聴き取り、心のケア、SCの面談、外部相談機関の紹介 ■経緯の聴き取り、別室指導 □■学校サポートチーム会議の開催	
継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置できる程度のけが	□相手の言動の意図を説明、SCの面談 ■相手の気持ちの説明	□SCの面談 ■不適切な言動への指導	□SCの面談 ■絶対に使ってはいけない言葉への指導、謝罪指導	□SCの面談 ■怒りの対処法指導	□SCとの継続的な面談 ■複数の教員による指導、監督 □■複数の教員による経過観察	□学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ■警察や児童相談所等との連携による指導 □■PTAの協力連携、地域住民との連携		
登校渋り	医療機関で一回治療する程度のけが	□家庭訪問	□■SSW等の活用	□■SSW等の活用 ■外部専門家との連携、医療、福祉機関等との連携	□■SSW等の活用 ■外部専門家との連携、医療、福祉機関等との連携	□■SSW等の活用、医療・福祉機関等との連携 □■学校サポートチーム会議の開催	□■SSW等の活用、医療・福祉機関等との連携 ■警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 □■いじめ対策保護者会開催		
重大事態	□■「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に基づき対応 □■いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査 □■状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 □■再発防止策の策定、実施								

※被害・加害生徒の保護者への連絡は必須

※SC：スクールカウンセラー

SSW：スクールソーシャルワーカー

③対応方針に基づく取組と改善の進捗状況の確認

- ・教職員は、「いじめ防止委員会」が決定した対応方針に基づき、いじめの解消に向けた取組を進める。
- ・「いじめ防止委員会」は、教職員の経験年数等を考慮して対応者を選定し、必要に応じてきめ細かな助言を行うとともに、例えば、若手とベテラン等でペアを組み、事案に関係する生徒への聴き取りや指導に当たるなど、複数で対応することも考えられる。

- ・教職員が、被害・加害生徒の保護者に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際は、学校への信頼が失われることなく、保護者の理解と協力が得られるよう、「いじめ防止委員会」が、事前に十分な助言を行うとともに、必要に応じて複数の教職員で対応させる。
- ・教職員が、いじめ事案について、被害・加害生徒や保護者等に対応した場合、対応の経過や改善の進捗状況について、その都度、「いじめ防止委員会」に報告し、次の対応等について指導助言を受ける。
- ・教職員から報告を受けた「いじめ防止委員会」は、会議等を開催し、対応策について協議するとともに、会議録を作成し、全教職員への回覧後、ファイリングして保存する。

④被害生徒の安全確保と不安解消

- ・加害生徒が、教職員がいじめへの対応を行っていることに気づき、被害生徒に対して一層高圧的な態度をとり、暴力行為をエスカレートさせることもあることに留意し、被害生徒に寄り添い、全教職員で守り抜く姿勢を徹底する。
- ・暴力を伴ういじめの場合は、授業中や休み時間に、複数の教職員が目を見守り観察を行い、生徒や保護者の意向を踏まえ、例えば、登下校時に教職員等が付き添うなど、確実に安全を確保する。
- ・いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談等を実施するなど、心のケアを行う。
- ・暴力を伴わないいじめについては、加害生徒の行為として重大性が高いとは限らないことがあることも配慮し、児童生徒に対して、一律に厳格な指導を行う一面的な対応にならないようにする。

⑤加害生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察

- ・暴力を伴ういじめや、重大性の高いいじめについては、加害生徒に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「いじめ防止委員会」が、長期的な視点の対応方針を定め、教職員による組織的・継続的な指導を行う。
- ・その際、状況に応じて、スクールカウンセラー等が加害生徒の話を聴くなどして、発達の段階や家庭の環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充実を図る。
- ・加害生徒の保護者が、自分の子どもの指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが心理や福祉の面から支援を行う。
- ・暴力を伴わない言動や重大性の低い行為に対して、被害生徒が精神的な苦痛を感じている場合は、児童生徒に、相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、相手との適切な関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。
- ・その際、加害生徒の保護者には、学校に対して不信感を生じさせないように、事前に指導方針を丁寧に説明するなどして、十分に理解を得る。

〔被害生徒への対応例〕

- ☐ いじめの訴えをしたこと、相談に来てくれたことをほめる。(感謝)
- ☐ 具体的な支援内容を示し、最後まで守り抜くことを伝える。(安心)
- ☐ 事実とともに、辛い気持ちを受け入れ共感する。(受容)
- ☐ 本人の訴えた言葉を復唱する。(繰り返し)
- ☐ 分からないことを質問する。(質問)
- ☐ 本人が努力していることや頑張っていることを認め励まし、自信を与える。(自信)
- ☐ 人間関係の再構築を具体的に提示する。(交友関係の醸成)
- ☐ 自己理解を深めさせ、改善点があれば一緒に克服していくことを伝える。(自立支援)

〔いじめ対応で絶対にしてはいけない教員の対応・考え方(例)〕

× いじめの認知に対する意識が低い

- ・「そんなの、遊びの延長でしょう」
- ・「あなたは、少し気にしすぎじゃないのかな」
- ・「先生は、〇〇さん(加害者)が、そんなことをするとは思えないな」

× 自分(教員)の経験や考えを押しつける

- ・「やられたら、やり返すくらいの強さをもちなさい」
- ・「自分だったら、そんなこと気にしない」

× 被害生徒の安全・安心を確保しない

- ・「あなたにも問題があるんじゃないか」
- ・「〇〇さん(加害者)は、『やってない』と言っているぞ」

〔加害児童生徒への対応例〕

- ☐ 他の児童生徒と離れた場所で、事実確認を正確かつ迅速に行う。(確認)
- ☐ いじめ行為をしてしまった気持ちや状況について十分に聴く。(傾聴)
- ☐ いじめの被害者の気持ちを認識させ、反省を促す。(内省)
- ☐ 教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。(指導)
- ☐ 自分の行為の責任をとる方法(謝罪など)を考えさせる。(謝罪)
- ☐ 加害者なりの行動理由を丁寧に聴き、必要に応じ正しいスキルを提供する。(行動修正)
- ☐ 人間関係の再構築を具体的に提示する。(交友関係の醸成)
- ☐ 自己有用感を高める支援(ありがとう・助かるよ)で所属感を高める。(成長への支援)

〔いじめ対応で絶対にしてはいけない教員の対応・考え方(例)〕

× 威圧的で一方的な指導

- ・みんなの前で、非難する。
- ・体罰を行う。
- ・ものを叩いたり、蹴ったりして脅す。
- ・悪者と決めつけた対応を行う。(「どうせ、また、お前が悪いんだろう」)

× 人格を否定する指導

- ・「お前は、本当にダメな奴だな」
- ・「お前の兄弟(姉妹)は、優しくてよい子どもなのに、お前は・・・」

⑥いじめ解消の判断

- ・「いじめ防止委員会」は、次の要件を基準として、いじめの状況について協議し、最終的に校長が「いじめの解消」について判断する。

〔いじめ解消の要件〕

①いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。

（２）長期化する事案への対応

①関係機関等との連携

- ・暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事案については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と適切に連携し、加害生徒に対して毅然とした態度で指導を行う。
- ・特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害生徒の反省が見られない場合など、被害生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事案については、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。
- ・学校は日常からいじめの行為を含め、どのような行為が確認された場合に警察や児童相談所に通報等をするのか、判断基準を明確にしておき、被害が拡大する前に適切に対応できるようにする。
- ・学校として誠意をもって保護者に対応しているが、被害・加害生徒に対する学校の対応策等について保護者の理解や協力が得られない場合や、学校に対して過度な要求をしてくるなどの場合は、教育委員会と連携して、警察や児童相談所、外部専門家等に相談し、指導助言をもらう。

②被害及び加害児童生徒の保護者の理解に基づく対応

- ・いじめの定義が限定されないことや、過去に被害と加害の生徒が逆の状況があったことなどから、被害生徒の保護者と加害生徒の保護者の思いにずれが生じ、スムーズな対応に至らないことがある。
- ・これを避けるため、学校は、生徒への対応に先立って、双方の保護者に対して「いじめ防止委員会」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。
- ・その際、加害生徒や保護者が、被害生徒や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応をせず、可能な限り、担任や「いじめ防止委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの生徒にとって、最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定することが重要である。
- ・次のような学校の不適切な対応により、生徒や保護者が不安感や不信感を募らせ、いじめが

長期化・深刻化することがある。

□いじめの行為が見られたが、教職員がいじめの定義を十分に理解しておらず、同僚にも報告・連絡・相談をしていなかったため、長期間にわたりいじめの行為が続き、保護者の訴えにより、いじめが発覚した。

□教職員が、被害生徒の立場に立って、共感的に話を聴くことができなかったため、被害生徒は学校生活に不安を感じ、登校を渋るようになった。保護者が学校に連絡したことにより、いじめを受けていたことと教職員の不適切な対応が明らかとなった。

□教職員はいじめの行為を発見したが、「これならすぐに解決できる」と判断し、保護者へ連絡しなかった。その後、教職員はいじめがエスカレートした状況になってから教頭に報告し家庭訪問を行ったが、保護者から指導の在り方を批判され、学校の対応にも理解が得られなかった。

- ・被害・加害生徒及びその保護者への対応については、「いじめ防止委員会」が中心となり、教職員間で連携して迅速に対応する。
- ・特に被害・加害生徒の保護者に対しては、いじめと認知した段階で早急に連絡するとともに、その後も定期的に生徒の様子や指導の経過等について連絡する。

〔いじめ被害生徒の保護者への対応例〕

□ 速やかに事実を説明する。(報告)

※すべての事実が確認できていない場合は、憶測で伝えないこと。学校が複数で事実の確認を翌日中に進め、再度報告することを伝える。

□ 学校管理下でのいじめについては、生徒につらい思いをさせてしまったことについて、しっかりと謝罪する。

□ 学校は、全教職員で児童生徒を守り、早期解決に向けて取り組むことを伝える。

□ いじめの解決に向けた具体的な方針を伝え、協議する。

□ 家庭でも、子どもの傷ついた気持ちを聞いてもらうようお願いする。

□ 保護者の辛さや不安を受け止める。

〔被害児童生徒の保護者連携の基本〕

○ いじめを訴えた保護者にとって、「学校がどのような対応をするのか分からない」ことが不安であることを理解し対応する。

○ 学校が把握している客観的事実を伝えるようにする。(個人の推測や解釈は伝えないこと。)

○ 事実確認等に時間を要する場合には、途中経過(「○○については確認できました」)や、現在の対応を伝え、学校の対応が分かるようにする。

○ 生徒の聴き取りや指導について、保護者が不安を抱かないよう説明する。

〔いじめ加害生徒の保護者への対応例〕

- ☐ 速やかに事実を説明する。（報告）

※すべての事実が確認できていない場合は、憶測で伝えないこと。学校が複数で事実の確認を翌日中に進め、再度報告することを伝える。

- ☐ 教職員と保護者が共に児童生徒を育てる姿勢を示す。
- ☐ 生徒が「非」に気づき、内省が図られるよう助言する。
- ☐ 被害生徒の保護者への謝罪や児童生徒の対応について助言する。
- ☐ 保護者の怒り・情けなさ・自責の念・不安を理解する。
- ☐ 問題と関係ないことまで話を広げない。

〔加害生徒の保護者連携の基本〕

- 加害生徒の保護者を責めるのではなく、協力関係が結べるよう話合いを進める。
- 加害生徒が行為に悪意がなかったとしても、被害生徒は傷ついていること、その対応への協力を依頼する。
- 事実確認等に時間を要する場合には、途中経過（「〇〇については確認できました」）や、現在の対応を伝え、学校の対応が分かるようにする。
- 生徒の聴き取りや指導について、保護者が不安を抱かないよう説明する。

〔保護者への連絡のポイント〕

- 生徒から被害の訴え（アンケート等の記載を含む）があった場合

連絡	段階	対応
1 報	被害を訴えた生徒が 在校している段階 〔電話〕	☐ 「落ち着いています」「保健室で休ませています」等、現在の生徒の状態について、まずは、電話で一報を入れる。 ☐ 「よく話してくれました。（アンケートに記載がありました。）詳細については、後ほど家庭訪問（電話）でお伝えします」（詳細について面談で伝える約束をする）
2 報	被害生徒が帰宅した段階 〔電話、家庭訪問〕	☐ 「よく話してくれました。相談してくれてありがとうございました」（感謝） ☐ 「つらかったと思います」（共感） ☐ 「〇〇することを本人に伝えました（寄り添う姿勢を伝える）」（約束） ☐ 「家の人に伝えることを本人に了解をとった上で連絡しています」 ☐ 「家の人には言わないで」と本人は言っているのですが、①心配である ②命にかかわる ③24時間見守ることができないから「保護者

		に伝えます」
続報	関係生徒、加害生徒からの聴き取りに着手する段階 〔電話、家庭訪問、学校での面談〕	☐ 関係生徒、加害生徒からの聴き取りを始める際に、被害を訴えた生徒自身の要望を伝える。「本人は〇〇してほしいと言っています」 ※場合によっては加害の保護者に理解を促すよう協力を依頼する。 ☐ 「被害を訴えている生徒を守る」「秘密を守る」ことを伝え、不安を取り除く。 ☐ 調査にあたっての要望を聴き取る。 ☐ 事実を裏付けるものがあつた場合、事実確認のためにSNS等のデータの提供を依頼する。

● 保護者から被害の訴えがあつた場合

連絡	段階	対応
受信	保護者から被害の訴えを聴き取る段階	☐ 「ご心配をおかけしました」 ☐ （被害生徒が在校の場合は）「まず、本人の話をしっかりと聴いた上で、対応させていただきます。また、後ほどご連絡いたします」など ☐ （被害生徒が欠席の場合は）「まず、本人の話をしっかりと聴いた上で、対応させていただきます。直接、本人から話を聴きたいのですが、会うことができますか」など
1 報	被害生徒からの聴き取り後の段階 〔電話、家庭訪問〕	☐ 「本人からも話を聴きました。つらかったと思います」（共感） ☐ 「よく話してくれました。相談してくれてありがとうございました」（感謝） ☐ 「〇〇と本人は言っています」と生徒から聴き取った言葉を用いて伝える ☐ 「〇〇することを本人に伝えました（寄り添う姿勢を伝える）」（約束）
続報	関係生徒、加害生徒からの聴き取り後の段階 〔家庭訪問、学校での面談〕	☐ 「本人から話（学校で伝えた内容）を聴きましたか。確認の意味で、私からもお伝えします」「家での様子はどうですか」 ☐ 「私と〇〇先生が聴き取りをしました」と誰が聴き取りをしたのかを伝える。 ☐ 「今後、学校として～のように対応していきますが、よろしいでしょうか」と学校の対応や指導に対しての保護者の意向を確認する。 ☐ 加害生徒への指導、集団に対する指導についての要望を聴き取る。 ☐ 連絡の最後に、家庭での見守りを依頼する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態発生の判断・報告（参照：別紙3「重大事態対応フロー図」）

①全教職員による「重大事態の定義」の理解

- ・校内研修等の機会に、全教職員で、法第28条第1項に規定されている「重大事態の定義」と、「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。
- ・法第28条第1項の第1号に規定する「生命、心身又は財産への重大な被害」については、次の事例を参考に、いじめの行為に係る外形力の大きさや重大性の程度のみによらず、いじめの行為を受けたことにより生じた被害生徒の具体的状況に加えて、精神的苦痛の大きさ（不登校の状況を含む。）に鑑み、適切に判断する。
- ・いじめ（いじめの疑いを含む）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

① 生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン「別紙」より）

- ・同第2号に規定するいわゆる「不登校重大事態」については、少しでもいじめが疑われる状況があつて不登校に至った場合は、要因がほかにも考えられるとしても、重大事態の発生と捉えることが必要である。
- ・生徒や保護者から申立てがあつた場合は、北海道いじめ防止基本方針を踏まえ、報告・調査に当たることなどを共通理解しておく。
- ・調査前から、「いじめの結果によるものではない」などの結論を出すことは絶対にあってはならない。

②道教委と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断

- ・重大事態に係る対処は、道教委と学校の密接な連携・協力の下に行う必要があることから、校長が重大事態か否かの判断に迷う時は、道教委と協議の上、迅速かつ適切に判断する。
- ・校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、道教委に情報を提供する。

③重大事態発生の報告

- ・重大事態の発生が確認された場合、学校は、法第30条第1項の規定に基づき、直ちに電話等で道教委に重大事態の発生を報告する。
- ・その上で、文書にて道教委を通じて北海道知事あてに、重大事態発生の経緯を報告する（この時点で、いじめの有無等について確認できていなくてもよい）。
- ・学校が報告書を作成するに当たっては、5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載し、推測や主観を記載しない。

〔いじめ重大事態への対応チェックシート〕

	No.	対応の段階	チェック項目
平 時 の 備 え	1	道教委及び学校の基本的姿勢	☐ 基本的な姿勢を確認し、共通理解を図っている。 ☐ 重大事態の定義と調査の目的を理解している。 ☐ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が適切に行われている。 ☐ いじめ防止委員会やいじめ防止策が機能している。
重 大 事 態 生 対 応	2	重大事態の把握 ・該当するか否かを判断するのは、道教委又は学校である。 ・「 <u>疑い</u> 」が生じた段階で調査を開始しなければならない。	☐ 道教委と学校とが情報を共有する。 ☐ 判断主体と判断の基準を明確にする。 ☐ 被害生徒や保護者からの申立てがあった時は、必ず調査をする。 ☐ 重大事態と捉えなかった場合は、判断根拠を道教委に報告する。
	3	重大事態の発生報告 ・学校は、速やかに道教委を通じて北海道知事へ報告しなければならない。	☐ 判断後、直ちに報告する。 ☐ 教育委員会は教育委員に説明する。 （例）・重大事態と認めた事由・学年・氏名・事案の内容・学校の指導経過
	4	調査組織の設置 ・ <u>公平性・中立性が確保された組織</u> が、客観的な事実認定を行う。	☐ 「北海道いじめ問題審議会」が調査を実施する。 ☐ 利害関係を有しない第三者が参加する（保護者の意向を確認）。 ☐ 学校は調査以前に、速やかに調査の準備を進める。
	5	被害者等への調査方針の説明 ・「いじめはない」「学校に責任はない」等と断定的に説明してはならない。 ・対応の不備については速やかに説明	☐ 調査の目的・目標を説明する。 ☐ 調査組織の構成(公平性・中立性)について説明する。 ☐ 調査のスケジュールを示す。

調 査 ・ 中 期 対 応		と謝罪を行う。 ・被害者の心情を害する言動を慎む。 ・寄り添い、信頼関係を構築する。	☐ 調査の定期報告を行うことを説明する。 ☐ 調査事項・対象・方法について説明する。 ☐ 調査事項・対象・方法については、被害者等から要望を聴き取り、調整する。 ☐ 調査結果の提供について予め説明する。 ☐ 外部に説明する際は、内容を事前に伝える。 ☐ 加害生徒等に対しても説明し、意見を聴く。 ☐ 被害者とその家族のケアに努める。
	6	調査の実施 ・アンケートの実施について関係生徒に説明する。 ・可能な限り速やかに実施する。 ・情報提供した生徒を守ることを最優先にする。 ・調査の進捗等について被害生徒・保護者に経過報告を行う。	☐ 文書管理規則等に基づき適切に保存する。 ☐ 公平性・中立性が確保されている。 ☐ 記録を被害生徒等に無断で廃棄しない。 ☐ 被害生徒等に対して説明を拒むようなことがあってはならない。 ☐ 関係資料の散逸防止に努める。
	7	調査結果の説明・公表 ・調査結果及びその後の対応方針について、北海道知事に報告する。 ・事前に示した方針に沿って被害生徒および保護者に調査結果を説明する。	☐ 教育委員会会議で議題として取り扱う。 ☐ 報告する際、被害生徒等は調査結果に係る所見を添えることができることを伝える。 ☐ 調査結果は公表することが望ましい ☐ 公表しない場合でも、再発防止に向け、他の生徒又は保護者に対して説明することを検討する。
	8	個人情報の保護 ・個人情報保護条例・情報公開条例等に従い、適切に判断する。	☐ 個別の情報を開示するか否かは、条例等に照らして適切に判断する。 ☐ 個人情報保護を盾に説明を怠らない。
再 発 防 止	9	調査結果を踏まえた対応 ・被害者の継続的なケアを行う。 ・再発防止策の検討を行う。	☐ スクールカウンセラー等の専門家を活用する。 ☐ 加害生徒に対していじめの非に気付かせる。 ☐ 就学校指定変更等、弾力的対応を検討する。

(2) 被害児童生徒への支援等

①学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援

- ・被害生徒が二度といじめを受けることのないよう、例えば、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。
- ・校長は、教育委員会等の助言を得ながら、「いじめ防止委員会」を中心に、被害生徒の身体

への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。

- ・学校の指導により、加害生徒によるいじめの行為が止んだとしても、被害生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

②保護者への対応方針及び対応経過の説明

- ・重大事態への対処に当たっては、法に基づく調査結果等の情報を、被害生徒の保護者に提供することが規定されている。
- ・学校は、この結果に加えて、被害生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策を、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得るとともに、そうした対応の結果、どのように状況が改善されたかを、定期的に報告する必要がある。

③外部人材や関係機関等と連携した支援

- ・被害生徒が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。
- ・被害生徒が受けた財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて学校または教育委員会と加害生徒及びその保護者とが十分に協議し、適切にその回復がなされるよう努める。
- ・被害生徒が受けた精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

(3) 加害児童生徒への指導等

①いじめの行為に対する教職員の指導

- ・複数の教員で適切に役割分担をしながら、加害生徒の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。
- ・上記指導の上、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。
- ・加害生徒が、自分の行為を反省する態度を示すなどした場合は、どのように行動すれば、学校のみんが安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えさせ、自己の目標を決めるなどして実践できるよう指導する。

②保護者への説明や協力関係の構築

- ・加害生徒に対する指導や更正に向けての支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得る。
- ・被害生徒の保護者と加害生徒の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり、争いが起こったりすることなどが想定される場合、校長は所管の教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるよう調整を図る。
- ・加害生徒の保護者が子育てや家庭生活に悩みや不安を抱えている場合は、スクールカウンセラーへの相談やスクールソーシャルワーカーによる支援など通して、信頼関係の構築に努める。

③教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援

- ・加害生徒の行為の背景には、例えば、過去に深刻ないじめや虐待などを受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もあることから、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーによる面談等を行う。

④別室での学習の実施

- ・加害生徒に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害生徒が安心して学習できる環境が整わない場合は、必要に応じて、加害生徒を、被害生徒が学習する教室以外の教室等で学習させる。

⑤警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援

- ・加害生徒の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、速やかに所轄の警察署に相談し、連携して対処する。
- ・加害生徒への指導後、被害児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報して援助を求める。
- ・そのほか、加害生徒の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、更生への支援を行う。

(4) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

①調査組織の決定と調査の実施

- ・条例により道教委が設置する「北海道いじめ問題審議会」が調査を実施する。
- ・学校は、生徒からの聴き取りの日程の調整や、聴き取りを行う生徒の保護者への事前説明など、北海道いじめ問題審議会による調査に全面的に協力する。

②「不登校重大事態」における調査

- ・第28条第1項2号に該当するいわゆる「不登校重大事態」についての調査の実施に当たっては、平成28年3月に文部科学省が示した「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、被害の子どもたちの学校復帰と再発防止を目的として、当該児童生徒が欠席し始めた時点で、他の生徒への聴き取り等、調査の準備を開始する。

③被害児童生徒の保護者に対する調査結果に関する情報提供

- ・調査により明らかとなった事実関係（いつ、誰から、どのようにいじめが行われ、学校がどのように対応したかなど）について、適時・適切な方法で、被害生徒やその保護者に説明する。
- ・これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーの保護等に配慮しつつも、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。
- ・調査終了時における説明では、被害生徒やその保護者から、調査結果に対して理解を得られるよう努める。

④教育委員会・北海道知事への調査結果報告

- ・重大事態に係る調査結果の報告については、道教委に文書で報告する。
- ・当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を、北海道知事に提出する。

⑤北海道知事による再調査への協力

- ・法第30条第2項の規定により、調査結果について再調査を行うこととなったとき、再調査の実施に全面的に協力する。

※いじめ防止対策推進法（平成25年）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

※北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年）

https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/2/4/3/0/0/0/_/01_ijimeboushijourei_zenbun.pdf

札南定 いじめの実態把握シート

記入日 令和〇年（202〇年）〇月 〇日（〇）

いじめの実態把握シート

聴き取り対象者	年 番 氏名
聴き取った教職員	

聴き取り内容

いつ	〇月 〇日（ ）休み時間	できごと（いじめの概要）
どこで		どのようなことが起きたのか、簡潔に記入する。
誰が	○いじめた人 _____	
	○いじめた人と一緒にいた人 _____	
	○周りで見ていた人 _____	
	○止めようとした人 _____	

	相手	相手が言ったこと・したこと	自分が言ったこと・したこと	自分が感じたこと・思ったこと
①				
②				
③				
④		どのような経緯でどんな発言や行為があったかを確認し、時系列に記録する。		相手から嫌なことを言われたり、されたりした時に感じたことや、思ったことを記録する。
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				

いじめの実態把握シート

記入日：令和 年 月 日

記入者：

聴き取り 生徒	年 番 【氏名】
発生日時	
発生場所	
関 係 生 徒	被害生徒： 加害生徒： 傍観生徒：
いじめの 態様	☐ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる。 ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ☐ 金品をたかられる。 ☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ☐ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 ☐ その他（ ）
内容	次のことに留意して、内容を簡潔に記録する。 ・いじめの概要（時系列） ・主語の明確化 ・上記「いじめの態様」の具体 ・いじめを受けたときの被害児童生徒の気持ち
要因・背景	児童生徒の話の内容から、いじめの要因や背景を記録する。
現在の状況	現在のいじめの状況や被害児童生徒の心情、要望などを記録する。

「いじめ防止委員会」会議録（いじめの認知判断）

- 会議等の記録は、学校の取組の検証・改善のほか、保護者への説明や教育委員会等への報告に活用する。

第 回 いじめ防止委員会 会議録	報告日		年	月	日	曜日	作成者	
	校長	教頭	教職員				作成者	

1 開催日等

開催日時	年 月 日 () : ~ :	開催場所	
出席者			

2 概要

被害生徒	年 番 氏名	部	中卒
加害生徒	年 番 氏名	部	中卒
関係生徒	年 番 氏名	部	中卒
問題行動態様			
発生期間 (日)	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
概要	※いつ、どこで、誰が、誰に、どのようなことを (どの程度)、行ったかを記載		

3 いじめの認知判断

いじめの認知	いじめとして認知 ・ いじめの重大事態として認知 ・ いじめとして認知しない
--------	--

4 指導・支援の内容

	指導・支援の内容	期限	対応者
被害生徒			
被害の保護者			
加害生徒			
加害の保護者			
関係生徒			

5 教育委員会や関係機関等への報告・連絡・相談及び連携

連携先	
-----	--

第■回 いじめ 防止委員会 会議録

報告日	年	月	日	曜日	作成者	
校長	教頭	教職員			作成者	

1 開催日等

開催日時	年	月	日（ ）	： ～ ：	開催場所	
出席者						

2 これまでの指導・支援と現在の生徒（保護者）の状況

	これまでの指導・支援の内容	児童生徒・保護者の状況
被害 生徒		
被害の 保護者		
加害 生徒		
加害の 保護者		

3 今後の指導・支援、指導体制

	指導・支援の内容	期限	対応者
被害 生徒			
被害の 保護者			
加害 生徒			
加害の 保護者			

4 校長指導事項

--

第■回 いじめ 防止委員会 会議録

報告日	年	月	日	曜日	作成者	
校長	教頭	教職員				作成者

1 開催日等

開催日時	年	月	日（ ）	： ～ ：	開催場所	
出席者						

2 これまでの指導・支援と現在の児童生徒（保護者）の状況

	これまでの指導・支援の内容	児童生徒・保護者の状況
被害児童生徒		
被害の保護者		
加害児童生徒		
加害の保護者		

3 いじめ解消の判断基準

いじめに係る行為が止んでいる状態の期間	年	月	日	～	年	月	日
解消の要件	① いじめに係る行為が止んでいること ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。						
	② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。 ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。						

4 いじめ解消に係る校長の判断

--

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

設置者用

重大事態対応フロー図

学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

学校から重大事態発生の報告→地方公共団体の長等への報告

【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 → **設置者において調査を実施**

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

学校が調査主体の場合

● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

地方公共団体の長等が再調査を行う場合

● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力